

## 2016年度予算編成に当たっての具体的要望事項

### 〈総合政策部〉

1. マイナンバー制度に関しては、年金情報の大量流出やマイナンバーに関する様々な詐欺事件等により国民の信頼が揺らいでいること、個人情報の保護に関して制度上完全ではないことに鑑み、国に対して制度の本格的施行を中止することを求めること。伊丹市として、個人情報の観点から利用拡大は行わないこと。
  2. 「行財政改善計画」の実施にあたっては、市民の暮らしを守り公の責任をはたす立場を堅持し、公共料金の引き上げや民営化、職員給与の削減等を行わないこと。
  3. PPP（官民共同）基本方針に関しては、「市場化テスト」やPFIなど、一時的な費用負担削減のため、市民のための公共財産を安易に民間にゆだねる手法はやめること。
  4. 空港について
    - イ. 大阪国際空港は今後関西国際空港とともにコンセッション会社によって管理・運営されることになるが、安全、騒音・環境対策はあくまでも国の責任で実施することを国に求めること。とりわけ、空港周辺地域における騒音の軽減を早急に図ること。
    - ロ. 「大阪国際空港撤去宣言」の精神を堅持し、環境基準の早期達成と安全性を確保すること。
    - ハ. 重大インシデントが続く中、管制体制の強化と航空機の整備・検査等にかかる規制緩和の中止を国に求めること。また日本航空の違法な退職強要をやめ、安全運行を最優先にした再建を行うよう国に求めること。
  - 二. 住宅騒音防止対策費の充実を国に求めること。空調機器にかかる「更新工事③」では、一人世帯も助成対象とすることを国に求めること。
  - ホ. テレビ受信障害対策を元に戻すことを国・コンセッション会社に求めること。
  - ヘ. 学校等公共施設、医療施設等の空調器機の更新を推進し、更新経費の全額国庫負担を求めること。
  - ト. 民防空調機器更新に係る一部負担を県、市費で助成すること。
  - チ. 空港移転補償跡地については、周辺環境整備として活用している公園・防火水槽・細街路等は引き続き無償貸与を求めること。
5. 指定管理者制度について
  - イ. 導入した施設については、①住民・利用者の施設利用権を守ること、②施設のサービス低下させないこと、③施設は、公正で民主的に運営すること、④職場の専門性、継続性、雇用を守る立場をとること、⑤正職員、非正職員の適正な給与を保障すること。
  - ロ. 「公の施設」の設置目的に反する民間企業への指定管理者選定は行わないこと。
6. 自衛隊基地のヘリコプターの発着や自衛隊記念式典時の人を殺傷する訓練展示、子どもたちに「戦車」への試乗などの催し等はやめさせること。
7. 自衛隊中部方面総監部で実施される日米共同指揮所演習など、アメリカが行う戦争に日本を参加させる取り組みの中止を求めること。

## 《総務部》

1. 職員の士気高揚に反し、人件費抑制を目的とした成績主義給与制度の導入はやめること。
2. 人権無視、低賃金で安上がりを目指す人材派遣の活用は、人権を最も重視する事を基本とする自治体としてふさわしくないので中止すること。
3. 職員数の減少の中で有給休暇がまともに取れない事態や健康破壊がますます深刻化している。住民の人権・福祉を守るためにも正規職員の増員を図ること。
4. 市職員の採用に当たっては、「正社員」の要件をはずすこと。
5. 職員の生活の保障と地域経済への影響を考慮して、給料の引き下げはやめること。2013年度の「定期昇給見送り」を復元すること。
6. 嘱託職員等の賃金、労働条件を改善すること。
7. 組織の継続性・専門性を重視した職員配置をおこなうこと。
8. 総合評価型入札制度を導入し、入札企業における男女共同参画や障害者雇用の推進、適正な賃金を取り入れた方式とすること。
9. 公共事業の施行にあたっては、地元業者を活用し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、適正な労務費の保障、金等支払いの適正化のため公契約条例を制定すること。
10. 同和対策特別措置法は終了し、法の根拠はなくなっていることから、同和・人権室を廃止すること。

### (危機管理室)

1. 大震災における国の責任を明確にさせ、震災復興にかかわる財源は全額国に求めること。
2. 東海・東南海・南海地震、直下型地震を想定した伊丹市の防災計画の見直しをはかること。
3. 災害時における弱者・障害者への対策に関して、福祉避難所の増設・整備を進めるなど対応を拡充すること。

## 《財政基盤部》

1. 市民税等の徴税業務に関して、民間委託（電話による納税催告業務等）は行わないこと。
2. 市税等の滞納者に対し、いたずらに「徴税強化」をあおるのではなく、納税者の権利を保障し、その立場に立った相談を中心として、滞納の背景にある市民の困難を他の部署と連携して解決すること。
3. 都市計画税の税率を引き下げること。大企業の固定資産税には収益還元方式を適用し、小規模住宅等生存権的財産は非課税とすることを国に求めること。
4. マンションに併設されている通路やプレイロット(子どもの遊び場)など共有部分に関する固定資産税を減免すること。

## 《市民自治部》

1. 平和都市宣言をアピールする標柱などをJR伊丹駅周辺にも設置すること。
2. すべての同和行政と同和教育をやめ、「同和行政終結宣言」を行うこと。
  - イ. 「差別を許さない都市宣言」は廃止すること。
  - ロ. 差別を固定化する「人権擁護法」制定の要請は行わないこと。また同様の「条例」策定を行わないこと。

3. 男女平等の実現、女性の社会参加をよりいっそう促進するために、「男女共同参画条例」を制定すること。
4. 自衛官募集事務における自衛官適齢者名簿に関しては、個人情報保護の立場から住民基本台帳法に違反することに鑑み、電子・紙媒体による提供はやめること。
5. 家庭系ゴミの有料化は実施しないこと。庭木剪定等で枝葉を廃棄する場合は高齢者所帯に配慮して現状どおりにすること。
6. 地球環境を守るため、各種公共建築物等において雨水利用や太陽光・熱利用の促進を図ること。
7. 自然エネルギーの活用を推進するため、家庭用ソーラーシステム導入への補助制度を導入すること。
8. 天神川、天王寺川の緑道整備を行い、ネットワーク化を急ぐこと。

## 《健康福祉部》

### 1. 生活保護

- イ. 長引く不況の中で生活保護の受給者は216万人を超えている。その役割は益々重要となっているにもかかわらず、政府は、生活扶助費、住宅扶助費を大幅に引き下げた。このことは憲法25条で保証された最低限の生活も保障されない状況となる。消費税増税分の正確な反映と生活保護基準の引き上げを強く国にもとめること。
- ロ. 生活保護を必要な人が必要なときに受けることが出来るようにすること。そのためにも生活困難者の相談には「寄り添い方」の姿勢で行い、信頼関係を持てる相談に努めること。また分かりやすい制度紹介の「しおり」とともに生活保護申請用紙を窓口カウンターに常備し、相談者の生活保護申請権を尊重した対応をすること。しおりの中に、同居であっても別世帯申請などできる例や貸付制度（冷暖房機などの購入）についての説明も示し、利用しやすいようにすること。
- ハ. ホームレスの保護に関しては、住居の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護要件に欠けるものではないと明記した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の立場で行うこと。また、自立支援センター等への入所については申請者の意思を尊重すること。
- ニ. 正職員としてのケースワーカーを増員し、申請から法定期間の14日内の決定など申請者への対応を迅速に行うとともに、保護世帯の相談に十分に答えることが出来るようにすること。
- ホ. 生活保護世帯への夏季・冬季見舞金を復活すること。また老齢加算の復活を国に求めること。

### 2. 国民健康保険

- イ. 政府に国庫補助率の復元、拡充を要求するとともに、一般会計からの繰り入れを維持し、高すぎる国民健康保険税を引き下げること。
- ロ. 国保税と一部負担金の減免制度を拡充するとともに、市民への広報を強めること。
- ハ. 保険証のとりあげはやめ、短期保険証、資格証明書の発行は行わないこと。
- ニ. 葬祭費の給付額を大幅に改善すること。

- ホ. 国民健康保険の都道府県単位化（広域化）は反対すること。
  - ヘ. 国保税の滞納者に対し、いたずらに「徴税強化」をあおるのではなく、納税者の権利を保障するとともに、社会保障制度の立場に立った相談を中心として、滞納の背景にある市民の困難を他の部署と連携して解決すること。
3. 年金
- イ. 受給条件を「25年以上」から「10年以上」にただちに引き下げるよう国に求めること。
  - ロ. 年金額を月額5万円で底上げする最低保障年金制度をつくり、国民年金では月額8万3千円に引き上げるよう国に求めること。
  - ハ. 「消えた年金」「消された年金」問題の解決を一日も早く行うよう国に求めること。
  - ニ. 現在年金を受けている人を含めて受給額を大幅に削減することや、支給年齢を68歳ないし70歳まで引き上げる年金の大改悪に反対すること。
4. 医療費助成
- イ. 北欧等では常識となっている医療費窓口負担ゼロをめざし、その第一歩として75歳以上の高齢者と就学前の子どもの医療費無料制度を国の制度として創設することを国に求めること。子育て支援医療費助成については、市独自に通院も義務教育終了まで無料にすること。
  - ロ. 一部負担金を導入した重度心身障害者および母子医療費の撤回を県に求めるとともに、市独自の上乗せ措置を復活させること。
  - ハ. 重度精神障害者（児）医療助成事業に対し、市負担で上乗せ措置を行うこと。
5. 医療保険でより良い歯科医療が提供できるように保険の給付範囲を拡大するとともに、補聴器も保険適用するよう国に要望すること。
6. 入院時において、おむつ代など医療保険外負担に対する援助を行うこと。
7. 高齢者の医療負担をなくすとともに、療養病床に入院する高齢者の食費負担、居住費負担などの医療改悪を元に戻すよう国に求めること。
8. 県策定の地域医療構想による病床削減は、地域医療の崩壊を招くことから中止することを県に求めること。
9. 後期高齢者医療制度
- イ. 75歳以上の高齢者すべてから保険料を徴収する差別医療押し付けの、「後期高齢者医療制度」の廃止を国に求めること。同時に制度存続の間、市独自の保険料減免制度、医療費一部負担減免制度を創設すること。
  - ロ. 後期高齢者医療制度に加入しなかった70歳から74歳までの方で、福祉医療を利用した場合の償還払いをやめ、現物給付にすることを求めること。
10. 高齢者福祉
- イ. 介護保険
    - ①介護保険事業にかかる国庫負担割合の引き上げを国に求めること。
    - ②要介護認定は、必要な人が必要な介護を受けることができるように改めること。今後要介護認定制度や利用限度額は廃止して、現場の専門的な判断で必要な介護を提供できる制度にするよう国に求めること。
    - ③必要な人がすべて安心して介護を受けることができるために、特別養護老人ホーム等介護施設を増設し、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど居宅サービス

を拡充すること。

④介護施設等で働く人への賃金引上げを国に求めると同時に、市も独自の支援を行うこと

⑤保険料は住民税非課税の高齢者・低所得者からは徴収しないこと。

⑥低所得者の利用料を抜本的に軽減すること。

⑦要介護認定から要支援認定された人に関して、機械的な訪問介護サービス縮小などの措置をとらず、利用者の実態にあったサービスを提供すること。

ロ. 社会福祉事業団は高齢者、障害者の介護サービスにおける公的責任を堅持すること。

ハ. 現行の市バス無料乗車制度を堅持すること。同時に、居住期間制限をなくすこと。

ニ. 改定された介護保険法によってサービスを低下させないこと。特に、介護予防・日常生活支援総合事業を創設した場合でも、介護給付費抑制のために要支援の人へのサービスを介護保険からはずさないこと。

## 11. 障害者福祉

イ. すべての障害者施策における「応益負担」の原則を撤廃することを国に求めるとともに、原則定率一割負担の更生医療、育成医療、精神通院医療に対する軽減措置の充実をはかること。

ロ. すべての障害者が利用できるよう、施設やホームヘルパーなどの基盤整備を充実すること。

ハ. 国に財源の増額を求め、「地域生活支援事業」の利用料を無料にするとともに、サービスを充実すること。

ニ. 福祉施設、作業所への報酬の日払い制度をやめ、大幅に引き上げるよう国に求めること。

ホ. 市内事業所に、障害者雇用促進法にもとづく法定雇用率を達成するようさらに雇用の拡大をはかること。一般就労や福祉就労では、公的分野で一層の拡大を図ること。

## 12. 住宅政策

イ. 現行の市営住宅は建て替えることを含めて存続し、必要な戸数を確保すること。

ロ. 市営住宅の指定管理制度は撤回すること。

ハ. 既設市営住宅において、入居者要望にもとづく補修・改善を実施すること。またエレベーターを設置すること。エレベーターがない場合、高齢者や障がいのある入居者のため、急いで1階への住み替えやエレベーターのある民間住宅の借り上げで対応すること。

## 《こども未来部》

1. 児童クラブの小学6年生までの入所年齢の引き上げに伴い、施設の拡大・充実に努めるとともに、長期休業期間の給食を実地すること。

### 2. 保育所

イ. 子ども子育て支援新制度が2015年4月から本格実施されている。伊丹市での実施にあたっては、子ども・子育ての基本理念である子どもの権利条約と児童福祉法第2条「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」との規定に基づいて行ない、市の保育実施責任を拡充すること。

ロ. 待機児童と詰め込み保育を解消するため、さらに認可保育所の増設を急ぐこと。国に対して補助金の復活を求め、公立保育所も増設すること。

ハ. 保育所保育料の引き下げをおこないこと。年少扶養控除の廃止に伴う保育料の引き上げは

やめること

- ニ. 病児・病气あけ保育所をさらに増設し充実を図ること。
  - ホ. 保育所の公私立間格差に関しては、保育士給与に一定の配慮はあるものの是正はされていない。早急に是正するために援助をすること。
  - ヘ. 認可外保育所の実態を把握し、助成を検討するとともに、適正な条件で保育している施設の認可を促進するよう支援を行い、待機児童数とすること。
  - ト. 正職員の保育士を増員し、保育内容をより充実すること。
3. こども文化科学館利用駐車料金は1時間無料にすること。
  4. 児童虐待防止に迅速・適正に対応するため、さらに相談員を増員するとともに、川西こどもセンターの相談員を増員するよう県に求めること。

## 《都市活力部》

1. 文化振興のため、文化施設の運営にあたっては、ひろく専門家や市民・文化団体などの意見を聴取し、低廉で利用できるようにすること。特にいたみホールの使用料を引き下げること。
2. すべての文化施設の駐車場利用者に対し、1時間無料にすること。
3. さしたるインセンティブ効果が発揮されていない、文化振興財団など指定管理者への「利用料金制」は見直すこと。
4. 都市農業基本法が成立したもとの、(仮称)農を活かしたまちづくり基本条例を早急に制定すること。また中小企業も含め地域循環型経済を実現するため、「産業振興条例」を制定すること。
5. ウメ輪紋ウィルス対策支援事業として、引き続き国に対して生産農家の営業損失に対する適切な保障を実施することを求めること。緑ヶ丘公園梅林跡地の樹林公園としての再生を図ること。
6. 国・県と協力し、下請け代金支払い遅延等防止法にもとづき、大企業の中小企業に対する単価引き下げなどを止めさせるため、実効ある取り組みを国に求めること。
7. 届け出制を都道府県知事等の許可制に改めるなど、大規模店舗立地法の改正を国に求めること。また、市独自に地域の小売店保護と良好な地域生活環境を守ること。
8. ルネサス撤退問題を教訓にして、企業「リストラ」や撤退に対して早期の情報把握に努め、関係機関と連携して、地域経済と従業員・市民の雇用と暮らしを守る立場から適切な対応を講じること。
9. 都市計画法の抜本改正の作業がすすめられ、都市農業の積極的な位置づけを明らかにしている。伊丹市も市街化区域内農地の保全のため、生産緑地法見直しに向け取り組みを強めること。
10. わが国が諸外国と結ぶTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）、FTA（自由貿易協定）に反対し、伊丹の農業を守り農産物の自給率を高めること。
11. 市内の失業やブラック企業の実態等を把握し、国・県と連携して相談窓口を設置し、若者等の雇用対策を図ること。
12. パート労働者の賃金・労働条件の改善をはかるとともに、パート労働者福祉・退職金共済制度を創設するよう国に求めること。
13. 派遣労働を臨時的・一時的な業務に限定するなど、労働者派遣法の抜本改正を国に求めるこ

と。

14. 耐震診断、耐震改修計画策定費、耐震改修工事費の補助額の増額を県に要望するとともにさらに耐震診断を進めること。
15. 住宅リフォーム助成制度を創設し、市内中小企業の仕事を確保するとともに地域経済の活性化を図ること。

### 《都市交通部》

1. 国直轄事業に対する地方負担が廃止の方向であり、当然県施行街路事業についても、市負担を軽減するよう県に強く求めること。
2. 都市計画道路山田伊丹線(昆陽泉町と道意線の区間)と、宝塚池田線(大野工区)の整備計画については、事業を見直すこと。
3. 県道塚口長尾線(札幌の辻交差点以南)の歩道拡幅整備を早急に行うよう県に求めること。
4. 道路拡幅・自転車通行レーンの新設に際してはむやみに街路樹の伐採を行わず、地域住民の理解と協力により街路樹の温存と増植を図り、都市景観の維持向上を図ること。
5. 狭隘道路、細街路等市民の生活道路の整備を促進すること。
6. 飛行場線 J R 陸橋に自転車・歩行者用道路を設置すること。
7. J R 北伊丹駅南側の北村踏み切りの拡幅・改善をはかること。
8. 阪急御願塚北踏切など、通学上危険な狭隘踏切の拡幅・歩道設置等、抜本的改善を図ること
9. 高齢者、障害者等が利用しやすく安全な歩道整備を推進し、特に国道・県道の歩道段差解消をさらに進めるよう求めること。
10. 騒音値の高い市道については、低騒音舗装を進めること。
11. 被災者生活再建支援法にかかる支給額を一世帯あたり1千万円まで引き上げることを国に求めること。
12. 安心安全見守りカメラ・ビーコン装置の設置・運用にあたっては、市民の個人情報保護を最優先とし、警察への情報提供は最小限とすること。

### 《教育委員会》

(学校教育部)

1. 人権・教育指導員設置要綱は廃止すること。
2. 伊丹市人権・同和教育研究協議会を廃止すること。
3. 卒業式、入学式等で、日の丸掲揚、君が代斉唱の強制はおこなわないこと。
4. 管理教育を改め、いじめをなくし、いかなる暴力も許さない学校教育を確立して生徒・児童の人権を守るよう指導すること。
5. 一人ひとりの子どもの成長と発達を中心においた教育——具体的にはすべての子どもに、主権者として必要な基礎学力、体力、情操、市民道徳を身につけさせる教育を推進すること。
6. 「子どもの権利条約」を全市民に普及するとともに、発達段階に応じたパンフレット等を作成し、子どもへの普及も行うこと。さらに「条約」を伊丹市で具体的に生かすために、子どもの権利に関する条例を制定すること。
7. 市立幼稚園での3歳児保育と預かり保育を実施すること。幼稚園、小学校の統廃合は行わな

いこと。

8. 幼稚園20人、小中学校30人以下学級の実現につとめること。当面現在の小学校4年生までの35人学級を、小学校・中学校の全学年に拡大し実施できるよう県に強く要望するとともに、市独自に35人学級を広げること。
9. 伊丹市は、競争教育を激化させる「全国学力テスト」への参加をやめ、伊丹市独自の学習到達度調査を中止し、条件整備など、真に学力保障になる施策を進めること。
10. 「ことば科」の専任講師の配置を必要に応じて復活させること。
11. 引き続き私立幼稚園の就学奨励費を拡充すること。
12. 国に対して、幼児教育・義務教育のクラブ活動経費・私立高校授業料等の無償化、大学・専門学校の負担軽減、給付制奨学金制度の創設を求めること。諸奨学金の額を引き上げ、奨学生選考の基準を見直し充実すること。
13. 準要保護における国の補助制度を復活することを求め、就学援助制度を拡充すること。クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を支給すること。
14. 小学校給食や中学校給食の民間委託はしないこと。アレルギー除去食を実施すること。二時間以内の喫食を行うこと。
15. 学校給食に地元農産物等新鮮で安全な食品を使用すること。また食材が高騰する場合には補助を行うこと。
16. 学校給食費の公会計化にあたって、諸手続きなど従前からの変更点については保護者に徹底すること。
17. 特別支援教育では、障害児教育を充実するため障害児学級の充実、並びに通常学級に在籍する支援が必要な子に対する教員を配置するよう県に働きかけること。
18. 学校図書館における図書指導を充実するため、読書指導員の身分をせめて嘱託職員として報酬を引き上げること。
19. 貧困と格差の拡大、不登校、少年犯罪等児童・生徒と家庭の困難性に目を向け、学校・地域・家庭が協力して解決できるよう支援するためにも、スクール・ソーシャル・ワーカーを増員すること。
20. トライやる・ウィークにおける自衛隊での体験学習に関しては、日本を戦争する国に変える憲法違反の安保法制＝戦争法が強行され、任務遂行上武器使用も認められる「殺し、殺される」自衛隊に変わったことから、再検討すること。

(管理部)

1. 公立幼稚園に技能員と養護教諭を全園に配置すること。
2. 養護学級の重度化にともない介助員を増員すること。
3. 養護教諭を全校で複数配置するよう国・県に働きかけること。当面一学期だけでも補助教員をつけること。
4. 生徒指導担当教員・指導主事を増員すること。
5. 学校事務補助職員の勤務時間を従来通りとし、正職員にすること。
6. 教職員の増員、少人数学級の実現等により、教職員の多忙化を解消し、生徒・児童に向き合う時間を増やすこと。教員免許更新制度の廃止を国に求めること。
7. 県教育委員会に対し、教員の臨時的任用を制限し、正規職員を増員することを求めること。



8. 教室が不足する学校では特別教室の転用等緊急対応ではなく、教育施設の増改築に努めること。また床などの老朽箇所や雨もり・黒板等を点検し、必要な改修を行うこと。

9. 市立伊丹高校のグラウンドの改修を急ぐこと。

10. 県立こやの里支援学校の増設と学校施設改善を至急行うことを県に要望すること。

(生涯学習部)

1. 図書館南・北分館の指定管理はやめること。

2. 公民館使用料は無料にもどすこと。

3. スポーツ施設の民間企業への指定管理はやめること。

4. スポーツ振興法の精神に基づき、安全で低廉なスポーツ施設として広く市民の利用に供すること。

### 《消防局》

1. 消防・救急体制については、人員、装備、施設のすべてにわたって、充実・強化すること。

2. 雑居ビルの防火管理を強化すること。

### 《上下水道局》

1. 水道料金引き上げに直結する資産維持費は、料金原価に算入しないと。

2. 下水道整備にかかる国庫補助制度のいっそうの改善・充実を求めること。

3. 下水道使用料に関しては、使用料原価に資産維持費を導入することはやめ、資産費に対しては一定割合での出資金を投入して引き下げをおこなうこと。

4. 雨水幹線管渠、遊水池等の整備を促進し浸水地域をなくすこと。また雨水流出抑制をはかるため、雨水透水柵や貯留施設の設置を啓発し、合わせて支援策を講じること。

### 《交通局》

1. ダイヤ編成は、病院、市役所など利用頻度の高い公共施設への利便性を高めること。

2. 車内転倒事故の防止等、安全運転を徹底すること。

3. 高齢者・障害者にやさしいバス停に向け、早急に上屋、ベンチを設置すること。

4. バスロケーションシステム（バス接近情報管理システム）の導入をはかること。

5. 今、夏ダイヤ改正に伴う減便に関し、市民から寄せられた要望に対しては早急に対応を行うこと。

### 《病院》

1. 医師の勤務条件等処遇を改善し、医師の確保に努めること。新しく小児科、産婦人科をめざす医師の3分の2が女性であり、女性医師が子育てと両立できる労働条件にすること。

2. 看護師増員と待遇改善で患者サービスの向上をはかること。

3. 県の地域医療構想策定によって病床の削減がされないようにすること。